

平成23年7月15日

## 重要無形文化財の保持者の認定について

文化審議会(西原 鈴子 会長)は、7月15日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、次のとおり文部科学大臣に答申しましたのでお知らせします。

### I. 答申内容

(1) 追加認定(各個認定)

重要無形文化財		保持	者
名称	氏名	生年月日	住所
	(芸名)	(年齢)	
(芸能の部)			
かぶきたちゃく 歌舞伎立役	なみの たつじろう 波野 辰次郎 なかむら きちえ もん (中村 吉右衛門)	昭和19年5月22日 (満67歳)	東京都港区南青山2-9-3
くみおどりおんがくうたさんしん 組踊音楽歌三線	にしぇ きしゅん 西江 喜春	昭和15年8月25日 (満70歳)	沖縄県那覇市字仲井真263



# (2) 追加認定(総合認定)

年齢は平成23年7月15日現在

	重要無形文	化 財			保	ţ	持	者	
名 称	保持者及びその代表者 の氏名	所属する 機関又は団体	氏	名	芸	名		生年月日 (年齢)	住所
能楽	社団法人日本能楽会会員	東京都渋谷区松濤1-16-4	シテ	方(26名	)				
	代表者 野村 四郎	社団法人日本能楽会	きまだ 遠田	******* <b>修</b>				昭和27年 1月8日 (満59歳)	埼玉県蓮田市
			ままれる 集田	*90 <sup>8</sup>				昭和32年 5月18日 (満54歳)	神奈川県大和市
			帶辦	受ぎま	<b></b>	覚美		昭和33年 4月18日 (満53歳)	東京都あきる野市
			下平	克宏				昭和33年 9月20日 (満52歳)	東京都世田谷区
			たかまた際尾	弘雅	たかお鷹尾	維教		昭和39年 6月25日 (満47歳)	福岡県福岡市
			浅井	通昭				昭和39年 7月19日 (満46歳)	京都府京都市
			藤波	しげひに 重 <b>彦</b>				昭和39年 9月27日 (満46歳)	東京都目黒区
			が田も	黄陽				昭和40年 2月10日 (満46歳)	埼玉県さいたま 市
			伊藤	また。				昭和40年 3月12日 (満46歳)	神奈川県横浜市
			うまの馬野	基型				昭和40年 6月24日 (満46歳)	東京都中野区
			藤谷	普弥	藤谷	きなな		昭和40年 10月3日 (満45歳)	兵庫県神戸市
			製川	恒治				昭和40年 12月18日 (満45歳)	東京都杉並区



重要無形文化財				保持	者	
名 称	保持者及びその代表者 の氏名	所属する 機関又は団体	氏 名	芸名	生年月日 (満 歳)	住 所
能楽	社団法人日本能楽会会員	東京都渋谷区松濤1-16-4	麓尾 彰发	鷹尾 鹭弘	昭和41年 2月6日 (満45歳)	福岡県福岡市
	代表者 野村 四郎	社団法人日本能楽会	味方 玄		昭和41年 10月8日 (満44歳)	京都府京都市
			銕本 大介	<b>注描</b> 大介	昭和41年 12月16日 (満44歳)	大阪府豊中市
			蒲苗 葆親		昭和42年 9月4日 (満43歳)	京都府京都市
			分林道治		昭和42年 11月3日 (満43歳)	京都府京都市
			学园 乳发		昭和43年 1月6日 (満43歳)	兵庫県川西市
			芳苗 梅善		昭和43年 4月6日 (満43歳)	京都府京都市
			やまなか かずひる 山中 一浩	やまなか かずま 山中 一馬	昭和32年 10月24日 (満53歳)	茨城県牛久市
			文章 充雄		昭和40年 3月17日 (満46歳)	東京都渋谷区
			文学 活之		昭和41年 7月9日 (満45歳)	埼玉県所沢市
			<b>狩野</b> プー		昭和42年 4月10日 (満44歳)	東京都杉並区
			<b>装装 雄</b> 饮		昭和42年 10月28日 (満43歳)	東京都豊島区
			为5.55 内田 成信		昭和43年 3月2日 (満43歳)	東京都大田区



	重要無形文	化財		保持	者	
名 称	保持者及びその代表者 の氏名	所属する 機関又は団体	氏 名	芸名	生年月日 (満 歳)	住 所
能楽	社団法人日本能楽会会員	東京都渋谷区松濤1-16-4	※キュラー 敬一郎		昭和43年 9月24日 (満42歳)	埼玉県戸田市
	代表者	社団法人日本能楽会	ワキ方(1名)			
	野村 四郎		繁生 旅哉	堂堂 旅哉	昭和42年 5月21日 (満44歳)	東京都練馬区
			小鼓方(3名)			
			つむら ゆきひこ 津村 幸彦	またやま ゆきひた 横山 幸彦	昭和43年 4月3日 (満43歳)	広島県広島市
			き酸 一郎		昭和40年 4月26日 (満46歳)	京都府京都市
			鵝澤 洋太郎		昭和44年 9月29日 (満41歳)	東京都中野区
			大鼓方(2名)			
			立 <b>基</b> 党		昭和44年 8月9日 (満41歳)	大阪府阪南市
			成田 有辞	答合 楚籌	昭和43年 12月20日 (満42歳)	滋賀県大津市
			狂言方(1名)	•		•
			佐藤 麓		昭和44年 1月6日 (満42歳)	愛知県名古屋市



#### Ⅱ. 解説

#### 〔(1) 追加認定(各個認定)〕

(芸能の部)

かぶきたちゃく なみの たつじろう なかむら きちぇ も ん 1 歌舞伎立役 波野 辰次郎(芸名 中村 吉右衛門)

「歌舞伎立役」は、昭和35年4月19日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として、林宏太郎氏(芸名 坂田藤十郎)及び寺嶋秀幸氏(芸名 尾上菊五郎)が認定されている。これら現保持者に加えて、波野氏を保持者として「追加認定」するもの。

(1) 重要無形文化財「歌舞伎立役」について

歌舞伎は、江戸時代初頭に創始された民衆演劇で、先行芸能を摂取しつつ独自の舞台芸術として発展を遂げ、演技・演出の面で数々の優れた特色を持つなど、芸術上特に価値が高く、芸能史上において特に重要な地位を占めるものである。

歌舞伎立役は、歌舞伎において主役となる男性役を演じるもので、荒事・和事・実事など幅広い役柄を含み、歌舞伎を成立させる上で欠くことのできない技法である。

- (2) 保持者の追加認定について
- ① 保持者

氏 名 波野 辰次郎 (芸名 中村 吉右衛門)

生年月日 昭和19年5月22日(満67歳)

住 所 東京都港区南青山2-9-3

#### ② 保持者の特徴

同人は、伝統的な歌舞伎立役の技法を高度に体現。特に義太夫狂 言時代物や新歌舞伎の歴史劇において高い評価を得ており、また、数々の賞を受賞し、日本芸術院会員にも選ばれている。また、後継者の育成や歌舞伎の振興にも尽力している。



#### ③ 保持者の概要

同人は、昭和19年に藤間順次郎氏(芸名 松本白鸚 昭和50年重要無形文化財「歌舞伎立役」(各個認定)保持者)の次男として東京都に生まれ、母方の祖父である波野辰次郎氏(芸名 初世中村吉右衛門 日本芸術院会員、文化勲章受章者)の養子となった。昭和23年、中村萬之助を名乗って初舞台を踏み、同41年に二世中村吉右衛門を襲名。その後も研鑽を重ねて歌舞伎立役の伝統的技法を高度に体得し、とりわけ義太夫狂言時代物の主人公のように、剛毅重厚にして複雑な内面を持った役々における演技は、高い評価を受けている。また、新歌舞伎の歴史劇における優れた作品解釈と台詞術にも定評がある。こうした舞台成果によって、同人は芸術祭大賞をはじめ数々の栄誉に輝き、日本芸術院会員にも選ばれている。

また、同人は長年にわたって社団法人日本俳優協会や社団法人伝統歌舞伎保存会の役員を歴任するなど、後進の育成や歌舞伎の普及振興にも尽力している。

以上のように、同人は、重要無形文化財である歌舞伎立役の技法を高度に体現している。

#### ④ 保持者の略歴

昭和 23年 中村萬之助を名乗り、初舞台

同 41年 二世中村吉右衛門を襲名

同 47年 重要無形文化財「歌舞伎」(総合認定)保持者

同 53年 芸術選奨文部大臣新人賞

同 60年 芸術祭優秀賞

同 年 日本芸術院賞

同 年 社団法人日本俳優協会理事(平成14年まで)

平成 3年 松尾芸能賞大賞

同 11年 社団法人伝統歌舞伎保存会理事(現在に至る)

同 14年 日本芸術院会員(現在に至る)

同 年 社団法人日本俳優協会常務理事(現在に至る)

同 15年 芸術祭大賞

同 年 読売演劇大賞選考委員特別賞



同 19年 毎日芸術賞

同 年 朝日舞台芸術賞

同 20年 伝統文化ポーラ賞大賞

同 21年 読売演劇大賞選考委員特別賞

#### (3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

太田 照造(芸名 三世 市川 寿海)

(昭和35年 4月19日指定・認定〜昭和46年 4月 3日認定解除) 動きかわ きまし 荒川 清 (芸名 三世 市川 左團次)

(昭和39年 4月21日認定〜昭和44年10月 3日認定解除)
はやしょしょ
なかむら がんじょう
林 好雄 (芸名 二世 中村 鴈治郎)

(昭和42年 4月10日認定~昭和58年 4月13日認定解除) <sup>あじま ゆたか</sup> 藤間 豊 (芸名 二世 尾上 松緑)

(昭和47年 4月17日認定~平成 元年 6月25日認定解除) たたおか ちょのまけ 片岡 千代之助(芸名 十三世 片岡 仁左衛門)

(昭和47年 4月17日認定~平成 6年 3月26日認定解除) もりた としま 守田 俊郎 (芸名 八世 坂東 三津五郎)

(昭和48年 4月 5日認定〜昭和50年 1月16日認定解除) まつもと はくおう 藤間 順次郎(芸名 松本 白鸚)

(昭和50年 4月23日認定〜昭和57年 1月11日認定解除) なかの せいじ 波野 聖司 (芸名 十七世 中村 勘三郎)

(昭和50年 4月23日認定~昭和63年 4月16日認定解除)
ばんどう まもる (芸名 十七世 市村 羽左衛門)

(平成 2年 4月25日認定~平成13年 7月 8日認定解除) たなべ はじめ なかむら とみじゅうろう 渡邊 一 (芸名 五世 中村 富十郎)

(平成 6年 6月27日認定~平成23年 1月 3日認定解除)



### (現保持者)

(平成15年 7月10日認定)



#### くみおどりおんがくうたさんしん にしぇ きしゅん 2 組踊音楽歌三線 西江 喜春

「組踊音楽歌三線」は平成17年8月30日に重要無形文化財に指定され、現在、 保持者として城間徳太郎氏が認定されている。現保持者に加えて、西江氏を保持者と して「追加認定」するもの。

#### (1) 重要無形文化財「組踊音楽歌三線」について

組踊は、琉球国において清国使節を歓待するために創作され、1719年に初演された沖縄に伝わる歌舞劇である。組踊の音楽は、歌三線、箏、太鼓、笛、胡弓で構成される。

組踊音楽歌三線は、三線の演奏にのせて組踊の登場人物の心情や各場面の背景などを繊細に歌い出すものである。演技者の台詞の最後にかかる歌い出しや、動作に応じて微妙な緩急をつけるなど、組踊の筋の展開や演技、台詞との関わりなどに配慮して表現されるものである。

組踊音楽歌三線は、芸術上特に価値が高く、芸能史上特に重要な地位を占め、かつ 地方的特色が顕著である。

#### (2) 保持者の認定について

① 保持者

氏 名 西江 喜春

生年月日 昭和15年8月25日(満70歳)

住 所 沖縄県那覇市字仲井真263-9

#### ② 保持者の特徴

同人は、長年の研鑚により、組踊音楽歌三線の伝統的な演奏技法を高度に体現するに至った。組踊の登場人物の心情や各場面の背景などを繊細かつ情感豊かに歌い出す 表現力と、技芸の的確さ、安定感で高い評価を受けており、また、後継者の育成や組 踊の振興にも尽力している。



#### ③ 保持者の概要

同人は、昭和38年に宮里春行(昭和47年重要無形文化財「組踊」(総合認定) 保持者)に入門し、琉球古典音楽の歌三線(安富祖流)を学び始め、同42年からは 組踊音楽歌三線の修業を始めた。

同人は、組踊の登場人物の心情や各場面の背景などを繊細かつ情感豊かに歌い出す表現力と、前奏なしの歌い出しや演技者の台詞の最後にかかる歌い出しなどの的確さ、安定感で高い評価を受けており、実演家からの信頼も厚い。伝統組踊保存会や、国立劇場おきなわが主催する組踊公演等で、主要演奏家として活躍している。

また同人は、平成8年から沖縄県立芸術大学助教授、同16年から18年まで同大学教授を務め、同15年から伝統組踊保存会理事、同20年から同保存会常任理事の要職にあり、後継者の養成及び斯界の振興にも尽力している。

以上のように、同人は、重要無形文化財である組踊音楽歌三線の技法を高度に体現 している。

#### ④ 保持者の略歴

昭和 38年 宮里春行に入門し正式に琉球古典音楽の歌三線を学ぶ

同 41年 琉球新報社主催芸能コンクール新人賞

同 42年 琉球新報社主催芸能コンクール優秀賞

同 年 組踊音楽歌三線の修業を始める

同 44年 琉球新報社主催芸能コンクール最高賞

平成 8年 沖縄県立芸術大学助教授(同16年まで)

同 年 沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統舞踊」保持者

同 11年 沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統音楽安冨祖流」保持者

同 13年 重要無形文化財「組踊」(総合認定)保持者

同 15年 伝統組踊保存会理事(同20年まで)

同 16年 沖縄県立芸術大学教授(同18年まで)

同 20年 伝統組踊保存会常任理事(現在に至る)

同 21年 重要無形文化財「琉球舞踊」(総合認定)保持者

同 22年 沖縄県文化功労者表彰



## (3) 備考

同分野の既認定者

(現保持者)

はなました。 なく たるう のむら 城間 徳太郎 [野村流]

(平成17年8月30日指定・認定)



### 〔(2) 追加認定(総合認定)〕

# 1 能楽(社団法人日本能楽会会員)

「能楽」は昭和32年12月4日に重要無形文化財に指定され、その保持者として社団法人日本能楽会会員が総合的に認定され、現在448名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、33名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するもの。

#### (1) 保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定する33名は、能楽の技法を高度に体現し、重要無形文化財「能楽」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「能楽」の保持者の団体の構成員(社団法人日本能楽会会員)として追加認定するものである。

#### (2) 備考

### ① 追加認定の経過

第	1 次認定	40名	昭和3	2年1	2月	4日
第	2次認定	100名	昭和4	0年	4月2	0日
第	3 次認定	3 7 名	昭和4	2年	5月3	0日
第	4次認定	4 5 名	昭和4	7年	5月1	6日
第	5次認定	116名	昭和5	0年	5月2	8日
第	6次認定	6 4 名	昭和5	3年	5月3	1日
第	7 次認定	6 1名	昭和5	7年	5月2	7日
第	8 次認定	6 4 名	昭和6	1年	4月2	8日
第	9 次認定	70名	平成	3年1	1月	1日
第1	O次認定	5 7 名	平成 1	0年	6月	8日
第1	1 次認定	7 2 名	平成 1	3年	7月1	2日
第1	2次認定	6 7 名	平成 1	6年	9月	2日
第1	3 次認定	29名	平成 1	9年	9月	6日



② 今回追加認定後の保持者数481名(延べ855名)



#### Ⅲ. 参考

1. 重要無形文化財の指定制度及び保持者等の認定制度

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無 形文化財として指定し、これらのわざの高度な体現者・体得者をその保持者又は保持団 体として認定。

#### <認定の概要>

#### (1) 保持者

- ①各個認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能又は工芸技術を高度に体現・体 得している個人を認定。
- ②総合認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能を2人以上の者が一体となって 体現している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定。

#### (2) 保持団体

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ当該わざ を保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認 定。

#### 2. 指定・認定までの手続き

毎年1回、重要無形文化財の保持者の死亡による認定の解除数、芸能及び工芸技術の 分野の実態などを踏まえて、有識者により構成する文化審議会の専門調査会における専 門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団 体の認定を行っている。



- 3. 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者」及び「保持団体」の認定数 保持者(各個認定)
  - (1)「重要無形文化財」の指定件数と「保持者(各個認定)」の認定数

区分	芸能	の部	工芸技術の部		合計	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持者数	指定件数	保持者数
指 定 · 認 定 前	3 9	5 6	4 3	5 9	8 2	115
				<b>%</b> (58)		<b>※</b> (114)
今回の指定・認定	0	2	0	0	0	2
指 定 · 認 定 後	3 9	5 8	4 3	5 9	8 2	117
				<b>%</b> (58)		<b>※</b> (116)

- ※工芸技術の部に重複認定が1人いるため、()内の数は実人員を示す
  - (2) 「重要無形文化財保存特別助成金」の交付について

重要無形文化財保持者(各個認定)には、技の錬磨向上及び伝承者養成のための経費として、「重要無形文化財保存特別助成金」(1人年額200万円)を交付している。

### 保持者(総合認定)及び保持団体

(1) 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者の団体」数及び「保持団体」数

区分	芸能	の部	工芸技	工芸技術の部			
	指定件数	保持者の団体	指定件数	保持団体数			
		数					
指定·認定前	1 2	1 2	1 4	1 4			
今回の指定・認定	0	0	0	0			
指 定 · 認 定 後	1 2	1 2	1 4	1 4			

(2)上記団体には伝承者養成のために必要な経費を交付している。